

令和6年度 第3回 広島県最低賃金専門部会 資料目次

資料 No. 1 第2回広島県最低賃金専門部会議事要旨

P. 1

**広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県最低賃金専門部会 議事要旨**

開催日時	令和6年7月31日(水) 9時53分～11時23分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局による前回の専門部会審議の経過説明後、金額審議が行われた。</p> <p>労側委員からは「連合リビングウェイジ2023簡易改定版の試算から、広島県では、最低、時間給1,080円が必要であると算出されており、これを踏まえて、第1回目の提示額として110円を提示する。」との意見が表明された。</p> <p>使側委員からは「最低賃金は罰則付きの金額であり全員が対象となる。企業状況などを考えながら決定される賃上げ金額とは全く別物である。最賃引上げの目安としては、最低ラインを決めるものなので、賃上げをすることができなかった企業も含めた中小・零細企業の賃上げ率を参考にすべきと考える。最低賃金をある程度上げる必要性については理解しているが、一方で人件費率の高い中小・零細企業では、大幅な引上げは企業の成長や雇用の維持にマイナスな影響を与えるということを懸念している。今回の中央最低賃金審議会の目安額についてはあまりにも高く、いまのところ意見の一致を見ることができないので、具体的な金額提示は控えたい。」との意見が表明された。</p> <p>その後、公労、公使の二者協議を行ったが、公益案を出す状況にないとして審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 専門部会 8月2日(金) 14時00分～</p> <p>会 場 広島合同庁舎2号館6階7号会議室</p> <p>主な議題 広島県最低賃金の改正決定について</p>			